

山口県報

平成26年
3月31日
(月曜日)

目 次

教委規則

山口県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則……………

市町立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則……………

山口県心身障害児就学指導委員会規則の一部を改正する規則……………

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則……………

山口県立高等学校全日制課程の通学区域に関する規則の一部を改正する規則……………

教委訓令

山口県教育委員会の権限に属する事務の専決に関する規程の一部を改正する訓令……………



山口県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第一号

山口県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

山口県教育委員会行政組織規則（昭和四十五年山口県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第十二条の表特別支援教育推進室の項第八号を次のように改める。

八 山口県教育支援委員会に関すること。

第七十三条第二号の表山口県心身障害児就学指導委員会の項中「山口県心身障害児就

学指導委員会」を「山口県教育支援委員会」に改め、「心身に」を削り、「就学指導に」を「教育支援に」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

市町立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第二号

市町立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則

市町立学校職員の勤務成績の評定に関する規則（昭和三十三年山口県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

付則第二項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県心身障害児就学指導委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第三号

山口県心身障害児就学指導委員会規則の一部を改正する規則

山口県心身障害児就学指導委員会規則（昭和五十三年山口県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山口県教育支援委員会規則

第一条中「山口県心身障害児就学指導委員会」を「山口県教育支援委員会」に改める。

第一条第一号及び第二号中「心身の」を削り、「就学指導」を「教育支援」に改め、

同条第三号中「心身に」を削り、「就学指導」を「教育支援」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第四号

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則

山口県立高等学校等の管理に関する規則（昭和三十一年山口県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中山口県立徳山北高等学校の項を削り、山口県立防府商業高等学校の項を次のように改める。

山口県立防府商業高等学校	防	府	市	本	校			夜	普通科 ³ 又は ⁴	—						定時制課程普通科は、平成24年度から生徒募集を停止する。
--------------	---	---	---	---	---	--	--	---	----------------------------------	---	--	--	--	--	--	------------------------------

別表の1の表山口県立佐波高等学校の項を削り、別表の4の表山口県立岩国総合支援学校の項中「22」を「25」に改め、同表山口県立田布施総合支援学校の項中「46」を「52」に改め、同表山口県立周南総合支援学校の項中「20」を「14」に改め、同表山口県立徳山総合支援学校の項中「38」を「27」に改め、同表山口県立防府総合支援学校の項中「33」を「41」に改め、同表山口県立山口南総合支援学校の項中「24」を「35」に改め、同表山口県立山口総合支援学校の項中「39」を「38」に改め、同表山口県立宇部総合支援学校の項中「49」を「69」に改め、同表山口県立下関総合支援学校の項中「19」を「30」に改め、同表山口県立下関総合支援学校の項中「33」を「36」に改め、同表山口県立豊浦総合支援学校の項中「27」を「30」に改め、同表山口県立秋総総合支援学校の項中「33」を「30」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

山口県立高等学校全日制課程の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第五号

山口県立高等学校全日制課程の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

山口県立高等学校全日制課程の通学区域に関する規則（昭和四十五年山口県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一周南学区の項中 「山口県立徳山北高等学校」 を削り、同表防府学区の項中 「山口県立佐波高等学校」 を削る。

別表第一中「柱野中学校区」を「岩国中学校区」に改め、

山口県立佐波高等学校 及び、「佐々並中学校区」を削る。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、別表第二の改正規定（「、佐々並中学校区」を削る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

山口県教育委員会訓令第一号

庁 中 一 般
各 教 育 機 関

山口県教育委員会の権限に属する事務の専決に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

山 口 県 教 育 委 員 会

山口県教育委員会の権限に属する事務の専決に関する規程の一部を改正する訓令

山口県教育委員会の権限に属する事務の専決に関する規程（昭和五十二年山口県教育委員会訓令第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「県立学校の」を削る。

附 則

この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。

平成
二十六年
三月
三十一日
印刷
發行

發行
行人所

山口
県知事
庁